

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月27日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 東京都 |
| 3. 市区町村名 | 八王子市 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-3-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html |

執行機関名 八王子市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの(児童生徒) |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項 生徒及び児童の保健、安全、厚生及び福利に関する事務であって市規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条 | 八王子市就学援助費支給要綱第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができること</u> とすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u> | この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(次年度に就学を予定している児童を含む。以下「児童生徒」という。)</u> の保護者に対して行う就学援助費(以下「援助費」という。)の支給について必要な事項を定める。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 八王子市就学援助費支給要綱第2条 平成29年度就学援助認定基準第5条 |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 | 八王子市就学援助費支給要綱第2条 平成29年度就学援助認定基準第5条 |
| ②事務の内容 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 学校教育法第19条による援助として実施する就学援助費の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ | 八王子市就学援助費支給要綱第2条 平成29年度就学援助認定基準第3条及び別表1 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |